

紀美野町第1回臨時会会議録

平成29年5月11日（木曜日）

---

○議事日程（第1号）

平成29年5月11日（木）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて  
(紀美野町税条例の一部を改正する条例について)
- 第 5 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて  
(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 第 6 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて  
(紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
について)
- 第 7 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
4号）について)
- 第 8 選任第 1号 常任委員の選任について
- 第 9 選任第 2号 議会運営委員の選任について
- 第10 選挙第 1号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員選挙について

○追加議事日程（第1号の追加1）

- 第 1 議長辞職の件について
- 第 2 選挙第 2号 議長選挙について
- 第 3 副議長辞職の件について
- 第 4 選挙第 3号 副議長選挙について
- 第 5 議席の一部変更について
- 第 6 選挙第 4号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員選挙について
- 第 7 選挙第 5号 海南海草環境衛生施設組合議会議員選挙について
- 第 8 選挙第 6号 五色台広域施設組合議会議員選挙について

- 第 9 選挙第 7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 第10 選挙第 8号 紀の海広域施設組合議会議員選挙について
- 第11 議案第41号 監査委員の選任の同意について
- 第12 議員派遣の件について
- 第13 閉会中の継続審査の申し出について  
(産業建設常任委員会)
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について  
(総務文教常任委員会)
- 第15 閉会中の継続調査の申し出について  
(産業建設常任委員会)
- 第16 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会)
- 

○会議に付した事件

日程第1から第10まで

追加日程第1から第16

---

○議員定数 12名

---

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭和君
2番	上 柏 皖 亮君
3番	七良浴 光君
4番	町 田 富枝子君
5番	田 代 哲 郎君
6番	西 口 優君
8番	向井中 洋 二君
9番	伊 都 堅 仁君
10番	美 野 勝 男君
11番	美 濃 良 和君

12番 小 椋 孝 一 君

---

○欠席議員

7番 北 道 勝 彦 君

---

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企 画 管 財 課 長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 み ち 子 君
税 務 課 長	中 谷 昌 弘 君
保 健 福 祉 課 長	湯 上 ひ と み 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	湯 上 章 夫 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君
水 道 課 長	山 本 訓 永 君
ま ち づ くり 課 長	西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長	山 口 典 子 君
代 表 監 査 委 員	向 江 信 夫 君

---

○欠席したもの

教 育 長 橋 戸 常 年 君

---

○出席事務局職員

事 務 局 長 田 中 克 治 君  
次 長 井 戸 向 朋 紀 君

## 開 会

○議長（小椋孝一君） 北道議員から欠席届が提出されていますので報告します。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、規定の定足数に達しておりますので、  
ただいまから平成29年第1回紀美野町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

---

○議長（小椋孝一君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番、南 昭和  
君、2番、上柏皖亮君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日1日限りにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りに決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（小椋孝一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

紀美野町代表監査並びに監査委員から例月出納検査結果に関する報告書及び財政援助  
団体等監査に関する報告書等が提出されています。

お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、本臨時会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町税条例の一部を改正する条例について）

◎日程第5 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

○議長（小椋孝一君） 日程第4、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例の一部を改正する条例について及び日程第5、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

説明を願います。

税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長（中谷昌弘君） それでは、私から議案第37号並びに議案第38号について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第37号、専決処分の承認を求めることについて

紀美野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをお開きください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございますが、平成29年3月31日において地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、紀美野町税条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次の3ページをお開きください。

紀美野町税条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日

条例第 9 号

紀美野町税条例の一部を次のように改正する。

改正内容でございますが、第33条第4項の改正につきましては、特定配当等、いわゆる上場株式等の配当に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事項を勘案して課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

個人住民税の配当割の課税標準である特定配当等のうち特定上場株式等の配当等については、所得税、個人住民税ともに総合課税、申告不要、申告分離課税のいずれかを選択することとされているところでございますが、所得税の確定申告が提出されている場合であっても個人住民税の申告書が提出された場合には、個人町民税の申告書に記載された事項をもとに課税できることを明確化したものでございます。

続いて、同ページ中段の第33条第6項につきましては、同じように特定株式等譲渡所得割について、総合課税は選択できませんが、申告不要、申告分離課税を選択できることとなり、御説明をいたしました第33条第4項と同様の改正を行うものでございます。

続いて、同ページ下段から次の4ページにかけまして第34条の9につきましては、先ほども御説明をいたしました第33条の改正に伴う所要の文言の改正でございます。

続いて、4ページ上段の48条につきましては、これも法律改正に合わせた文言の改正でございます。

続いて、中段の第50条につきましても、法律改正に合わせた文言の改正となっております。

続いて、下段の第61条第8項につきましては、震災等により滅失等をした償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定したものでございます。震災等により滅失し、または損壊した償却資産の所有者等が政令で定める区域内において当該震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過するまでの間に滅失、もしくは損壊した償却資産にかわるものと認めた償却資産の取得、または損壊した償却資産の改良を行った場合における当該償却資産に対しては、法の規定にかかわらず4年度分の固定資産税に限り課税標準の2分の1とすると、法規定の新設及び法律の改正でございます。

続いて、その下でございます。第61条の2第1項につきましては、地方税法第349条の3第28項に規定する家庭的保育事業、第2項につきましては、同条第29項に規定する居宅訪問型保育事業、第3項は同条第3項に規定する事業所内保育事業に係る固定資産税の特例を定めたもので、地域の実情を反映させることができるようわがまち

特例を導入し、特例割合を課税標準の2分の1とする。法律の改正に合わせた新設によるものでございます。保育の受け皿整備の促進のための税制上の所要の措置でございます。

次に、5ページをお開きください。

第63条の2につきましては、居住用の超高層建築物、いわゆる高さ60メートルを超えるような建築物でございます。に係る税額の按分方法について規定をしたもので、現在マンション等の固定資産税は、土地の公示価格や建物の時価などをもとにまず1棟全体の評価額を算定した上で床面積の割合に応じて各戸の税額を算出しております。したがって、階層上下に関係なく床面積が同じであれば同じ税額となりますが、実際の販売価格、評価額においては、高い高層階のほうが低い低層階より高いのが現状でございますので、今回の改正では、同じ棟でも階層が1階増すごとに補正率を加えた数値となるよう法律改正に合わせて改正をしたものでございます。

続いて、63条の3につきましては、地方税法349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域に定められた場合においては、震災発生後4年度分に限り所有者の申し出により、従前の共用に係る税額の按分方法と同様の取り扱いを受けるようにするため、法律改正に合わせて改正をするものでございます。

続いて、中段の第74条の2につきましては、震災等により滅失、損壊した住宅の敷地であった土地について、住宅が再建されていない場合であっても、住宅用地の特例で震災等の発生後2年分当該土地を住宅用地とみなすことができる特例措置が講じられてございますが、この被災住宅用地特例について、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、特例を適用できる期間を2年度分から4年度分に拡充することとする改正でございます。

続いて、附則第5条につきましては、控除対象配偶者の定義の変更に伴う条文の整備でございます。控除対象配偶者を定義している所得税法の規定が整備され、現行の控除対象配偶者が同一生計配偶者と改められるものでございます。同一生計配偶者につきましては、居住者の配偶者でその居住者と生計を1つにする者のうち、合計所得金額が38万円以下であるものでございます。この条件としては、文言が変わっておりますが、原則、現行と同じような形でございます。

続いて、附則第8条でございますが、これにつきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもので法律改正にあわせて

改正をするものでございます。

続いて、5ページ、下段にございます附則第10条につきましては、法附則第15条の3の2及び法第349条の3の4が整備されたことに伴う読みかえ規定でございます。

地方税法第349条の3の4と申しますのは、61条の第8項の改正にございました震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例のことを指してございます。

続いて、5ページ下段から6ページにかけまして附則第10条の2につきましては、これにつきましては新旧対照表にも記載をしてございますが、第1項から第5項までにつきましては、法改正に伴う条連れの整備、第6項につきましては、適用期限の終わった法附則第15条第40項に規定するフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定するノンフロン製品を利用した陳列棚であるとか業務用の冷凍・冷蔵機器設備に係るこの特例が平成29年3月31日をもって廃止されましたので、それにかわるものとして法附則第15条第44項に規定する企業主導型保育事業に係る固定資産税の特割をわがまち特例で定めた規定で、法律改正に合わせて改正及び新設するものでございます。

先ほども申し上げましたが、新旧対照表にも記載をしてございますが、第1項から第5項までの条連れのことでございます。

第1項から第5項までにつきましては、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別章に規定する再生可能エネルギーの発電設備を指してございます。

第1項につきましては太陽光発電設備、第2項につきましては風力発電設備、第3項につきましては水力発電設備、第4項につきましては地熱発電設備、第5項につきましてはバイオマス発電設備となっております。その後、第6項の先ほども御説明しましたフロンの関係でございます。これが期間が終わったことで廃止をされ、新たに第6項に企業主導型保育事業に係る特例の措置が追加されたものでございます。

続いて、附則第10条の3につきましては、法附則第15条の9の2第1項及び同条第4項に規定する耐震改修が行われた、いわゆる認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が、提出する申告書について法規定の新設に合わせて新設及び改正をするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

ページ中段の附則第16条につきましては、現行の特例措置であります軽自動車税の



グリーン化特例が2年間延長されたことによる改正でございます。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成30年度分の軽自動車税に限り、また、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成31年度分の軽自動車税に限りそれぞれ一定の燃費基準等を満たしている車両が軽減されることとなります。

第5項につきましては、電気自動車等で軽減率は75%、第6項につきましては、2020年度燃費基準プラス30%達成車で軽減率は50%、第7項は、2020年度燃費基準プラス10%達成車で軽減率は25%と燃費基準より軽減率は変わっております。

次に、8ページをお開きください。

中ほどの附則第16条の2でございますが、これにつきましては軽自動車税の賦課徴収の特例を定めたものでございます。燃費性能を不正の手段により認定等を受け取り消費された場合について規定したもので、適用がある場合には、不足税額に100分の10を乗じて計算した金額を加算するもので法規定の新設に合わせて整備するものでございます。これについては、いわゆる皆様も御存じのとおり、三菱自動車の不正の關係の条文の整備でございます。

続いて、8ページ下段から9ページにかけまして附則第16条の3第2項につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例を定めたものでございます。

前に御説明をいたしました第33条の第4項、第6項と同様に提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して課税方式を決定できることということを明確化したものでございます。

続いて、附則第17条の2でございますが、これは優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する規定及び法改正に伴う規定の整備でございます。期間を延長するものでございます。

続いて、附則第20条の2第4項につきましては、特例適用配当に係る所得、また、附則第20条の3第4項につきましては、条約適用配当等に係る所得についての特例を定めたものでございます。これも第33条第4項、第6項と同様に改正をするものでございます。

次に、10ページをお開きください。

附則第20条の3第6項につきましては、附則第20条の2第4項、今御説明をいたしました、その改正に伴う規定の整備でございます。

附則につきましては、施行期日、第1条、この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとするものでございます。

第1号につきましては、附則第6条の規定は公布の日から、第2号につきましては、附則第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定につきましては平成31年1月1日から、第3号につきましては、附則第5条の規定は平成31年10月1日から施行するものでございます。

第2条につきましては、町民税に関する経過措置でございます。

次のページをお開きください。11ページでございます。

第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置でございます。

第4条につきましては、軽自動車税に関する経過措置でございます。

続いて、12ページから13ページにかけて附則第5条による改正と附則第6条による改正は、附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

条文の中の文言の整備でございます。新旧対照表の1ページから32ページを順次御確認を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

それでは、続いて、議案第38号について御説明をさせていただきます。

議案書の14ページをお開きください。

議案第38号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成29年5月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次の15ページをお開きください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございますが、平成29年3月31日において地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次に、16ページをごらんください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日

条例第 10 号

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

このことにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部改正に伴うものでございます。

改正内容につきましては、第23条国民健康保険税の減額の第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「第1項」を削り、法第314条の2第3項に規定する金額を「33万円」に、「48万円」を「49万円」に改めるものでございます。

改正内容につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を「26万5,000円」から「27万円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、保険者の数に乗すべき金額を「48万円」から「49万円」にそれぞれ引き上げる改正及び条文の整備でございます。

附則

施行期日につきましては、第1条、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

適用区分につきましては、第2条、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

新旧対照表33ページから34ページを順次御確認賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 議案書16ページの紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

ただ、軽減措置の基準の金額が改められて、23条第2項中と、いわゆる同条第3号中、それから12条の第2項に判定する金額について、この改正で対象とされる世帯数はどの程度なのか答弁を求めます。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長(中谷昌弘君) それでは、ただいまの田代議員の御質疑についてお答えをさせていただきます。

軽減につきましては、平成29年1月末現在の数字でございます。5割軽減につきましては、均等割につきましては561名、913万2,562円でございます。それに対して7名の増、12万3,900円の増となっております。次に、平等割についての5割軽減でございます。平成29年1月末現在で289世帯、396万5,970円に對しまして4世帯の増、5万7,030円の増となります。

続いて、2割軽減でございます。均等割につきましては405名、259万7,690円に對しまして5名の増、2万5,440円の増でございます。続いて、平等割についての2割軽減につきましては219世帯、115万157円に對しまして4世帯の増、1万6,364円の増、合計では被保険者均等割につきましては12名の増、平等割につきましては世帯数8世帯の増となり、金額につきましては22万2,734円、平成29年1月末現在では試算をしております。

以上でございます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長(小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) それでは、聞いておきたいと思います。

16ページの紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、今、軽減について答弁があったんですけども、その中に法第314条の2第2項に規定する金額という

のが33万円に数字として上がったと、こういうふうに変更されたということなんです。これについては基礎控除が住民税の場合37万円であるんで、この規定する金額が33万円に変わったということについての説明を求めたいと思います。

あと今、一応確認ですけども、3ページの町税条例の一部の改正で、基本になるところというのは文言の変更は聞いたんですけども、分離課税か総合課税かというところどっちをとってもいいというふうになったと聞いたんですけども、それでよろしいんですね、確認したいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長 (中谷昌弘君) それでは、ただいまの美濃議員の御質疑についてお答えいたします。

まず、国民健康保険税条例のいわゆる33万円のことでございますが、これにつきましては7割軽減の基礎控除となる金額が33万円ということになってございますので、法第314条の2第2項に規定する金額ということで、それを33万円に改めるということでございますが、これはあくまで条文の中の整備でございます。33万円については、基礎控除額ということで御理解を賜りたいと思います。

続いて、町条例の中で恐らく御質問は33条のことであろうかと思えます。

これにつきましては、既に現状で総合課税申告、分離課税のいずれかを選択することがされていますが、改めて明記したという改正でございます。これにつきましては、いわゆる所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが可能であるということを変更して明確化したものでございます。

いろんな人よってのケースはいろいろ考えられると思いますが、メリットで申し上げますと、上場株式等の配当所得については総合課税、住民税については申告不要制度等を選択することで所得に係る住民税の負担を抑えるケース、それともう1つは、その住民税を申告不要制度にすることによって各いろんな国民健康保険税であったり、医療保険であったり、介護保険であったりという部分の増加を抑えられるというケースがございます。必ず全ての方が対象になるかどうかわかりませんが、税率の範囲の中で選択することが可能になったということをお文化したものでございますので御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 健康保険税については了解しました。

町民税ですけども、今、要するにそれぞれ納税者のほうで好きなほうというんですか、自分の有利なほうをとったらいいということなんですよ、それだけ確認したいと思います。

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、中谷君。

○税務課長 (中谷昌弘君) そういふことで御理解を賜りたいと存じます。

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第37号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第37号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定しました。

これから議案第38号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第38号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)

○議長(小椋孝一君) 日程第6、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)議題とします。

説明を願います。

消防長、家本君。

○消防長(家本 宏君) それでは、議案書の17ページをお開きください。

議案第39号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

18ページをごらんください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございます。

平成29年4月1日において非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されることに伴い、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

19ページをお開きください。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日

条例第 11 号

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の35ページから37ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫。

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附則

施行期日

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

経過措置

2 この条例による改正後の紀美野町消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた紀美野町消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3項に規定する消防補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例に



よる。

3 改正前の紀美野町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定に基づき、平成29年4月1日からこの条例の施行日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払いとみなす。

今回の改正について簡単に御説明をさせていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令による損害補償の支給額は、療養補償及び介護補償を除き全て同政令別表に定める補償基礎額を基礎とし、これに一定の割合、または日数を乗じて算定するよう定められています。

同政令第2条第3項の各号に掲げるもので、災害発生時において他に生計の道がなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者がある場合、常勤職員の扶養手当に準じて補償基礎額に一定の金額を加算することとされているところです。この額は、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当支給額を日額換算したもので、昨年11月に給与法が改正されまして、平成29年度以降扶養手当の支給額が改定されることとなりました。

これに伴いまして同政令に定める補償基礎額に加算額についても改定する必要が生じたことから、同政令の一部を改正する政令が平成29年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されましたので専決処分をさせていただいたところです。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

（消防長 家本 宏君 降壇）

○議長（小椋孝一君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第39号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第39号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

(平成28年度紀美野町高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について)

○議長(小椋孝一君) 日程第7、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて(平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について)議題とします。

説明を願います。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長(仲岡みち子君) 議案書の21ページをごらんください。

議案第40号、専決処分の承認を求めることについて。

平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成29年5月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるためであります。

次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

これにつきましては、平成29年3月31日に専決処分を行っております。

専決理由につきましては、後期高齢者医療保険料の増加により、これをもとに算定される後期高齢者医療広域連合納付金が増加し、所要の補正を行う必要が生じたためでございます。

24ページをお願いいたします。

平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

平成28年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,504万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

29ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

1款保険料、1項1目後期高齢者医療保険料でございます。補正額で51万5,000円、これにつきましては特別徴収保険料でございます。

次のページをお願いいたします。

3の歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で51万5,000円の補正でございます。これにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として3月末納付額の不足額を補う分でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

○議長（小椋孝一君） これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 29ページと30ページの歳入歳出明細書ですが、51万5,000円の後期高齢者医療保険料がふえたので、それを納付金に充当するということだと思えます。中身は特別徴収保険料で51万5,000円ふえているということで、その理由ですが、被保険者がふえたということなのか、その点についてちょっと確認させてください。被保険者がふえなかったらこういうことにならないと思うので。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長(中谷昌弘君) それでは、私のほうから田代議員の御質疑について御説明をさせていただきます。

御質疑によりますと、どういうふうな形で増額になったかということでございます。

議員おっしゃるように、全体を見れば被保険者数というのは減ってございます。減っている分、当初考えていた分、所得が多い被保険者がふえたということの当然減額の要因につきましては、人数が減るということはほとんど亡くなられた方ということになるんですが、その方につきましては、いわゆる軽減に係る一番安い保険料の方がほとんどでございます。その分について減った分、また所得が多い方で軽減がかからないという方がふえた分のその差が増額になったということで御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。

○5番(田代哲郎君) 確認ですけど、我が町の後期高齢者医療の被保険者数というのは、全体で見れば県下の自治体では珍しいことなんですけど、減っているんです、毎年。ただ、減っているけども、減りながらも年度途中でふえた分についてということだろうと思うんですけど、それが51万5,000円ということでふえたので、その分について納付金に算定して算出するんだということだと思っておりますけど、いわゆる軽減のかからないということで、所得水準が。これは特別徴収の保険料なんで、新たに入ってくる人に特別徴収で、保険料というのは年度初めにかけて徴収するので指定組んで決まってるので、ただ、後から入ってこられた分の所得が高い人でこういうことになるんだと、そういうことでよろしいでしょうか答弁求めます。

○議長(小椋孝一君) 税務課長、中谷君。

○税務課長(中谷昌弘君) それでは、田代議員の再質疑にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、そう御理解をいただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長(小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第40号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第40号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時01分)

---

再 開

○副議長(向井中洋二君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時11分)

○副議長(向井中洋二君) ただいま議長の小椋孝一君から議長の辞職願が提出されました。

したがって、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

お諮りします。

議長辞職の件について、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(向井中洋二君) 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件について日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議長辞職の件について議題とします。

○副議長(向井中洋二君) 追加日程第1、議長辞職の件について議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、小椋孝一君の退場を求めます。

(小椋孝一議員 退場)

○副議長 (向井中洋二君) お諮りします。

小椋孝一君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 (向井中洋二君) 異議なしと認めます。

したがって、小椋孝一君の議長辞職の件は、許可することに決定しました。

小椋孝一君の入場を許可します。

(小椋孝一議員 入場)

○副議長 (向井中洋二君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時12分)

---

再 開

○副議長 (向井中洋二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時14分)

○副議長 (向井中洋二君) ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長選挙について日程に追加し、追加日程第2、選挙第2号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 (向井中洋二君) 異議なしと認めます。

したがって、議長選挙について日程に追加し、追加日程第2、選挙第2号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第2 選挙第2号 議長選挙について

○副議長 (向井中洋二君) 追加日程第2、選挙第2号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長 (向井中洋二君) ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に12番小椋孝一君及び11番美濃良和君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○副議長(向井中洋二君) 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(向井中洋二君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長(向井中洋二君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○副議長(向井中洋二君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(向井中洋二君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。小椋孝一君及び美濃良和君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長(向井中洋二君) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票のうち、

美野勝男君 6票

向井中洋二君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、議長に美野勝男君が当選されました。

○副議長（向井中洋二君） 議場の出入り口を開きます。

（議場開放）

○副議長（向井中洋二君） ただいま議長に当選されました美野勝男君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時23分）

---

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時28分）

○議長（美野勝男君） お諮りします。

副議長向井中洋二君から副議長の辞職願が提出されています。

副議長の辞職の件について日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件について日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第3 副議長辞職の件について

○議長（美野勝男君） 追加日程第3、副議長辞職の件について議題とします。

地方自治法第117条の規定によって向井中洋二君の退場を求めます。

（向井中洋二議員 退場）

○議長（美野勝男君） お諮りします。

向井中洋二君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、向井中洋二君の副議長辞職の件は許可することに決定しました。

向井中洋二君の入場を許します。



(向井中洋二議員 入場)

○議長 (美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11時30分)

---

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時31分)

○議長 (美野勝男君) ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長選挙について日程に追加し、追加日程第4、選挙第3号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11時32分)

---

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時28分)

○議長 (美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 1時28分)

---

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時00分)

◎追加日程第4 選第3号 副議長選挙について

○議長 (美野勝男君) 追加日程第4、選第3号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に西口 優君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました西口 優君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました西口 優君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました西口 優君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

○議長(美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時02分)

---

再 開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時02分)

○議長(美野勝男君) お諮りします。

議席の一部変更について日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直

ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更について日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5、議席の一部変更を行います。

今回の議長改選に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

当町議会の申し合わせにより、任期途中で議長の交代があったときは、前議長は新議長の席に着くことになっておりますので、小椋孝一君を10番に、私が12番にそれぞれ変更します。

○議長(美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時03分)

---

再 開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時04分)

◎日程第8 選任第1号 常任委員の選任を行います。

○議長(美野勝男君) 日程第8、選任第1号、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、上柏皖亮君、七良裕光君、町田富枝子君、向井中洋二君、美濃良和君、美野勝男君、以上の6人の方を総務文教常任委員に、南昭和君、田代哲郎君、西口優君、北道勝彦君、伊都堅仁君、小椋孝一君、以上6人の方を産業建設常任委員にそれぞれ指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました皆さんをそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時05分)

---

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時26分)

○議長（美野勝男君） ただいま各常任委員会において互選されました委員長、副委員長を発表します。

総務文教常任委員長に、町田富枝子君。

副委員長に、上柏皖亮君。

産業建設常任委員長に、南昭和君。

副委員長に、北道勝彦君。

以上のとおり、それぞれ選任されました。

◎日程第9 選任第2号 議会運営委員の選任について

○議長（美野勝男君） 日程第9、選任第2号、議会運営委員の選任を行います。  
お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、南昭和君、七良裕光君、町田富枝子君、伊都堅仁君、小椋孝一君、美濃良和君、以上の6人の方を議会運営委員にそれぞれ指名いたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました皆さんを議会運営委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時28分)

---

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時37分）

○議長（美野勝男君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果について御報告します。

議会運営委員長に、伊都堅仁君。

副委員長に、小椋孝一君。

以上のとおり選任されました。

◎日程第10 選挙第1号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員選挙について

○議長（美野勝男君） 日程第10、選挙第1号、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として議長から指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に、上柏皖亮君、町田富枝子君、田代哲郎君、西口優君、向井中洋二君、伊都堅仁君、小椋孝一君、以上7人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおりで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に、上柏皖亮君、町田富枝子君、田代哲郎君、西口優君、向井中洋二君、伊都堅仁君、小椋孝一君、以上7人が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

お諮りします。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員が辞職されましたので、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6、選挙第4号として直ちに議

題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6、選挙第4号として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第6 選挙第4号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員選挙について

○議長(美野勝男君) 日程第6、選挙第4号、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に、町田富枝子君、田代哲郎君、北道勝彦君、西口優君を指名します。

ただいま指名したとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に、町田富枝子君、田代哲郎君、北道勝彦君、西口優君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

お諮りします。

海南海草環境衛生施設事務組合議会議員が辞職されましたので、海南海草環境衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7、選挙第5号として直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7、選挙第5号として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第7 選挙第5号 海南海草環境衛生施設組合議会議員選挙について

○議長（美野勝男君） 追加日程第7、選挙第5号、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

海南海草環境衛生施設組合議会議員に、南昭和君、北道勝彦君、伊都堅仁君を指名します。

ただいま指名したとおりで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、海南海草環境衛生施設組合議会議員に、南昭和君、北道勝彦君、伊都堅仁君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

お諮りします。

五色台広域施設組合議会議員が辞職されましたので、五色台広域施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8、選挙第6号として直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、五色台広域施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8、選挙第6号として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第8 選挙第6号 五色台広域施設組合議会議員選挙について

○議長（美野勝男君） 追加日程第8、選挙第6号、五色台広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

五色台広域施設組合議会議員に、南昭和君、上柏皖亮君、七良裕光君、向井中洋二君、小椋孝一君、美濃良和君を指名します。

ただいま指名のとおりで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、五色台広域施設組合議会議員に、南昭和君、上柏皖亮君、七良裕光君、向井中洋二君、小椋孝一君、美濃良和君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

お諮りします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員が辞職されましたので、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9、選挙第7号として直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第9、選挙第7号として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第9 選挙第7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

○議長（美野勝男君） 日程第9、選挙第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。



選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、田代哲郎君を指名します。

ただいま指名したとおりで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、田代哲郎君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

お諮りします。

紀の海広域施設組合議会議員が辞職されましたので、紀の海広域施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10、選挙第8号として直ちに議題としたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、紀の海広域施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10、選挙第8号として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第10 選挙第8号 紀の海広域施設組合議会議員選挙について

○議長(美野勝男君) 日程第10、選挙第8号、紀の海広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

紀の海広域施設組合議会議員に、南昭和君、七良裕光君、美濃良和君を指名します。

ただいま指名したとおりで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、紀の海広域施設組合議会議員に、南昭和君、七良裕光君、美濃良和君が  
当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時48分）

---

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時07分）

○議長（美野勝男君） お諮りします。

執行部より議案第41号、監査委員の選任の同意についてが提出されています。

監査委員の選任の同意について日程に追加し、追加日程第11、議案第41号として  
直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、監査委員の選任の同意についてを日程に追加し、追加日程第11、議案  
第41号として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第11 議案第41号 監査委員の選任の同意について

○議長（美野勝男君） 日程第11、議案第41号、監査委員の選任の同意につい  
て、議題とします。

本件について、美濃良和君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第11  
7条の規定により、美濃良和君の退場を求めます。

(美濃良和議員 退場)

説明を願います。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 議案第41号について御説明を申し上げます。監査委員の選任の同意についてでございます。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、美濃良和。

生年月日は、昭和26年2月25日。

住所は、紀美野町三尾川761番地でございます。

提案理由につきましては、前任者が平成29年5月10日をもって辞職したい旨の申し出があり、これを承認したことに伴い、委員の選任をするための提案でございます。

どうかひとつ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (美野勝男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから議案第41号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長 (美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

(美濃良和議員 入場)

休 憩

(午後 4時11分)

---

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時11分)

○議長 (美野勝男君) 次に、議員派遣の件について日程に追加し、議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣について日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第12 議員の派遣について

○議長 (美野勝男君) 日程第12、議員の派遣について議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第128条の規定に基づき、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、閉会中の継続審査の申し出について日程に追加し、議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の申し出について日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第13 閉会中の継続審査の申し出について (産業建設常任委員会)

○議長（美野勝男君） 産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査の中の陳情第1号について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、委員会の閉会中の継続調査の申し出についての3件を日程に追加し、一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の閉会中の継続調査の申し出についての3件を日程に追加し、追加日程第14、追加日程15及び追加日程第16として一括し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第14 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎追加日程第15 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎追加日程第16 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（美野勝男君） 追加日程第14、閉会中の継続調査の申し出について、追加日程15、閉会中の継続調査の申し出について及び追加日程第16、閉会中の継続調査の申し出について一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、「特定事件の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、「特定事件の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員長から、次期定例会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第1回紀美野町議会臨時会を閉会します。

(午後 4時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年5月11日

前議長 小 椋 孝 一

新議長 美 野 勝 男

議 員 南 昭 和

議 員 上 柏 皖 亮